

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 10 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その21）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について別添 1 及び 2 のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 14)」(令和 2 年 4 月 24 日付け事務連絡。以下「4 月 24 日事務連絡」という。)の問 6 に示す、新型コロナウイルス感染症の患者(新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。)に対する訪問看護を実施する場合について、医療機関においては在宅移行管理加算を算定できるとされているが、精神科訪問看護・指導料についても、医師から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該患者の看護を行えば、同様の取扱いとなるか。

(答) そのとおり。この場合、在宅患者訪問看護・指導料を算定せずに、精神科訪問看護・指導料及び当該加算を算定すること。

問 2 4 月 24 日事務連絡の問 7 に示す、新型コロナウイルスへの感染を懸念した訪問看護ステーションの利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合に、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費のみを算定できるとされているが、医療機関における訪問看護・指導についてはどのような取扱いとなるか。

(答) 医療機関において在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定している患者については、訪問看護・指導体制充実加算のみを算定可能とする。ただし、4 月 24 日事務連絡の問 7 の取扱いと同様に、医師による指示の下、患者又はその家族等に十分に説明し同意を得た上で実施するものとし、当該月に訪問看護・指導を 1 日以上提供していること。また、医師の指示内容、患者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録に残すこと。

なお、訪問看護ステーションにおける取扱いと同様に、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った日について、訪問看護・指導体制充実加算のみを算定することとし、訪問を予定していた日数に応じて、月 1 回に限らず、電話等による対応を行った日について算定できるものとする。すでに当該加算を算定している患者については、当該加算を別途算定できる。

加えて、精神科訪問看護・指導料を算定している患者についても、同様の取扱いとし、訪問看護・指導体制充実加算のみを算定できるものとし、この場合についても、精神科訪問看護・指導料を算定せずに、当該加算のみを算定すること。

また、訪問看護・指導体制充実加算を、当該取扱いに係る患者に対してのみ算定する医療機関については、特掲診療料の施設基準等(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号)第四の四の三の四に規定する施設基準を満たしているものとみなすとともに、第一に規定する届出は不要とすること。

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その18)」
(令和2年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡)に基づき算定した検査の費用を請求する場合は、書面により請求することとされているが、請求に当たっては、審査支払機関に対して、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第7条第1項に規定する届出を行う必要があるか。

(答) 不要である。

(別添 2)

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 4)」
(令和 2 年 3 月 5 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、電話等再診料を算定可能とされた。この場合において、別表第二歯科診療報酬点数表の A002 再診料に係る加算は算定可能か。

(答) A002 再診料の注 3、注 5、注 6 及び注 9 に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和 2 年 3 月 5 日から適用される。

問 2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 15)」
(令和 2 年 4 月 27 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合に、別表第二歯科診療報酬点数表の C000 歯科訪問診療 3 (注の加算を含む。)を算定することとされたが、「注の加算」とは何を指すのか。

(答) A000 初診料の注 5、注 7 及び注 8 に規定する加算を指す。なお、この取扱いは、令和 2 年 4 月 27 日から適用される。

また、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている歯科保険医療機関にあっては、本加算の請求については、書面により請求すること。書面による請求を行っている歯科保険医療機関にあっては、通常の手続に則り請求すること。

問 3 問 2 に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている歯科保険医療機関に係る書面による請求は、どのように行えば良いか。

(答) A000 初診料の注 5、注 7 及び注 8 に規定する加算の請求については、当該加算以外の項目については、通常の手続に則り診療報酬明細書を作成し、これとは別途、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の様式第三に基づき、当該加算のみを記載した診療報酬明細書を作成し、書面により請求すること。

なお、請求に当たっては、審査支払機関に対して、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号)第 7 条第 1 項に規定する届出は不要である。

問4 研修が届出基準の1つとなっている施設基準について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、歯科外来診療環境体制加算、在宅療養支援歯科診療所及びかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準である研修について集合研修ではなくeラーニング等のWEB配信による受講でも該当する研修として認められるか。

(答) 医療関係団体が実施し、必要な内容が網羅されたものであれば、認められる。